

特別委員会規程

(根 拠)

第1条 本会は、会則第11条に基づき、特別委員会を設ける。

(構 成)

第2条 委員は、役員会で推薦され運営委員会で承認された会員に会長が委嘱する。
委員数は適宜とする。

第3条 特別委員会は、互選によって次の役員を選出する。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(任 期)

第4条 委員の任期は、その任務を終了するまでとする。

(附 則) 1 この規程は、平成17年12月19日から実施する。